　　　静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

　静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| （駐車施設の附置の特例）  第9条　建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けることによって、第4条から第6条までの規定による駐車施設の附置に代えることができる。  別表(第4条関係)  ア　商業地域及び指定近隣商業地域  イ　特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積との合計面積  ウ　1,000平方メートル  エ　特定用途に供する部分  オ　150平方メートル  カ　1－((1,000平方メートル×(6,000平方メートル－延べ面積))／(6,000平方メートル×イの項に掲げる面積－1,000平方メートル×延ベ面積)) | （駐車施設の附置の特例）  第9条　建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けることによって、第4条から第6条までの規定による駐車施設の附置に代えることができる。  別表(第4条関係)  ア　商業地域及び指定近隣商業地域  イ　特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積との合計面積  ウ　1,500平方メートル  エ　特定用途に供する部分  オ　300平方メートル  カ　1－((1,500平方メートル×(6,000平方メートル－延べ面積))／(6,000平方メートル×イの項に掲げる面積－1,500平方メートル×延ベ面積)) |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。